

## 第4章 安全で快適な生活環境の実現

### 第1節 オゾン層の保護対策の推進

#### 現 状

- オゾン層は、人口的に作られた物質であるフロンなどの大気中濃度の増加によって1980年代に急速に破壊されました。
- オゾン層の破壊は、地上での有害紫外線の量を増加させることになり、生態系への影響、皮膚ガンや白内障、免疫機能の低下等、人への健康被害が懸念されています。
- 国際的な動向を受けて国内でも、特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律（オゾン層保護法）によりオゾン層破壊効果を持つ特定フロン（CFC：クロロフルオロカーボン<sup>（※1）</sup>）は着実に削減されました。しかし、代わりに使用されるようになったオゾン層破壊効果はないが高い温室効果を持つ代替フロン（HCFC：ハイドロクロロフルオロカーボン<sup>（※2）</sup>）やHFC：ハイドロフルオロカーボン<sup>（※3）</sup>）の排出量が急増しました。そのため、温暖化防止のため代替フロンについても排出量を削減する必要があること、また、これまでフロンを使った製品を廃棄する際の回収のみが規制の対象となっていました。製造、使用など全過程において規制の必要があることから平成27年4月、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律が施行され全般的に規制が強化されました。

#### 課 題

- フロン類の生産・使用規制等、管理の適正化を図る必要があります。
- オゾン層破壊やフロン類による地球温暖化、有害紫外線の影響について、事業者や県民に対し普及啓発を推進していく必要があります。

#### 施策の方向性

- フロン類の管理の適正化を図るため、第一種フロン類充填回収業者<sup>（※4）</sup>の登録を徹底し、立入検査・指導・助言等に取り組みます。
- オゾン層保護対策推進月間（9月）において、熊本県広報誌、市町村広報紙等を活用し、集中した広報に取り組みます。また、講演会、研修会等の開催に取り組みます。

（※1）CFC

主に低温冷凍機器やカーエアコン、電気冷蔵庫に用いられています。

（※2）HCFC

主にパッケージエアコンやルームエアコンに用いられています。

（※3）HFC

カーエアコン、ルームエアコン、パッケージエアコン、電気冷蔵庫や各種冷凍機器に用いられています。

(※4) 第一種フロン類充填回収業者

業務用のエアコンディショナー及び業務用の冷蔵機器及び冷凍機器（第一種特定製品）に冷媒として使用するフロン類を充填・回収する業者。

#### 【オゾン層の保護対策の推進に係る数値目標】

| 指標                        | 現状              | 目標値<br>(H32) | 目標設定の考え方                            |
|---------------------------|-----------------|--------------|-------------------------------------|
| フロン排出抑制法に基づく第一種特定製品に係る回収量 | 46.6トン<br>(H26) | 27トン         | 国によるフロン類の使用量見込み（平成32年度で現状から40%減）を反映 |

## 第2節 大気環境に係る対策の推進

### 1 大気環境の監視

#### 現 状

- 現在、熊本県では36局の大気汚染常時監視測定局により常時監視を行っており、平成26年の結果において、二酸化硫黄<sup>(※1)</sup>、二酸化窒素<sup>(※2)</sup>、一酸化炭素<sup>(※3)</sup>及び浮遊粒子状物質(SPM)<sup>(※4)</sup>は、全測定局で環境基準を達成していますが、光化学オキシダント<sup>(※5)</sup>及び微小粒子状物質(以下「PM2.5」という。)<sup>(※6)</sup>については、環境基準を達成していません。原因の一つとして、大陸からの汚染物質の移流が示唆されています。
- 光化学オキシダントについては、すべての測定局(23局)で環境基準が非達成ですが、平成21年5月に菊池地域及び阿蘇地域に光化学スモッグ注意報<sup>(※7)</sup>を発令して以降は、注意報を発令するまでには至っていません。
- 平成25年3月から、PM2.5の濃度が高くなると予想される場合には、ホームページやメール配信などで注意喚起<sup>(※8)</sup>を実施しています。
- 有害大気汚染物質<sup>(※9)</sup>については、県内3地点で常時監視を実施しており、環境基準が設定されているベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタンの4物質に関しては、すべての地点で環境基準を達成しています。
- 酸性雨(pH5.6以下)については、県内4地点で実態把握調査を実施しており、すべての測定地点で酸性雨が観測されています。なお、これまでに酸性雨に起因する被害と確認されているものはありません。

(※1) 二酸化硫黄

主に石油や石炭などの化石燃料の中に含まれる硫黄分の燃焼によって生じる物質です。脱硫装置の普及や自動車排ガス規制により全国的に改善されています。

(※2) 二酸化窒素

ほとんどが物質の燃焼によって生じる物質です。工場や自動車の排ガスのほかにストーブやボイラーでも発生します。

(※3) 一酸化炭素

主として物質の不完全燃焼により生じます。都市では、その60～70%が自動車排気ガスによるものと考えられています。

(※4) 浮遊粒子状物質

大気中に浮遊する浮遊粉じんのうち大気中に長期間滞在し、呼吸器系に影響を与える粒子径が10ミクロン以下の微細な粒子です。

(※5) 光化学オキシダント

光化学スモッグの主成分で、オゾン、アルデヒド、PAN(パーオキシアセチルナイトレート)等の総称です。環境基準は1時間値0.06ppm以下です。

(※6) 微小粒子状物質(PM2.5)

PM2.5(Particulate Matter)とは、大気汚染物質の1つで、粒径 $2.5\mu\text{m}$ (2.5mmの千分の1)以下の粒子状物質であり、単一の化学物質ではなく、硫酸塩、硝酸塩、炭素を主な成分とする様々な物質の混合物です。PM2.5

は非常に小さいため（髪の毛の太さの1/30程度）、肺の奥深くまで入りやすく、呼吸系への影響に加え、循環器系への影響が心配されています。

（※7）光化学スモッグ注意報

光化学スモッグは、日差しが強く風の弱い日に特に発生しやすく、健康への影響として、目がチカチカする、のどのイガイガや痛みなどの症状がでることがあります。大気中の光化学オキシダント濃度の1時間値が0.12ppm以上となった場合に、注意報を発令し、県民に対して、屋外活動の自粛等を要請し、特定の工場に対して、排出ガス量の削減等を要請します。

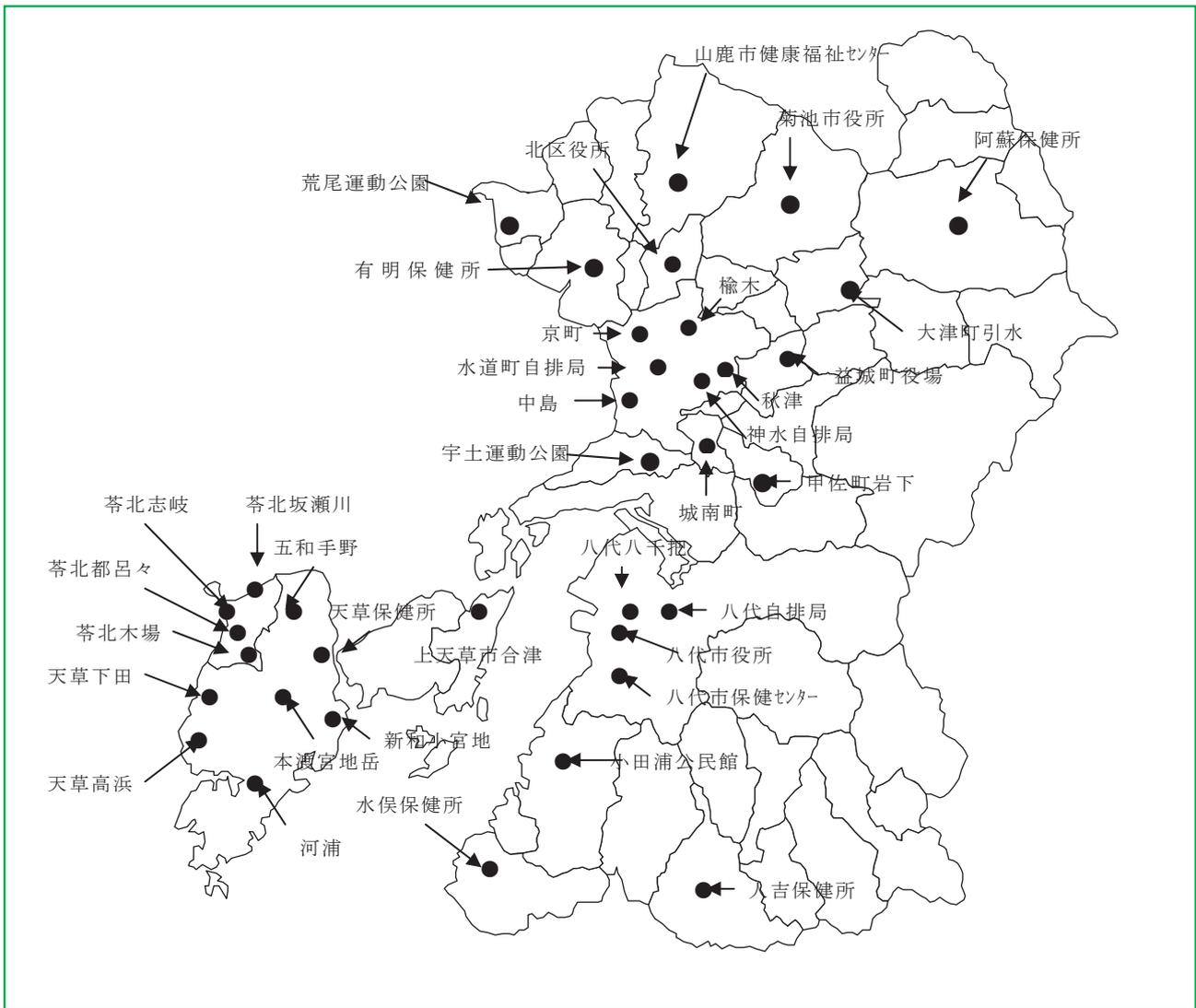
（※8）PM2.5の注意喚起

その日のPM2.5濃度が国の示した暫定指針値（日平均値 $70\mu\text{g}/\text{m}^3$ ）を超過すると予測される場合、県民に対して、屋外での長時間の激しい運動や外出をできるだけ減らすことなどの注意喚起を行っています。

（※9）有害大気汚染物質

継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質で大気の汚染の原因となるものです。

図4-1 大気汚染常時監視測定局配置図



出典：環境保全課作成

## 課題

- 光化学オキシダントやPM2.5については、環境基準の達成及び健康被害の未然防止に向け、原因物質の削減対策の推進及び迅速な情報提供等が必要です。
- 酸性雨は、生態系被害や土壌の酸性化等の影響が出る可能性も指摘されているため、実態把握が必要です。

## 施策の方向性

- PM2.5及び光化学オキシダント濃度が上昇した時の注意喚起等、県ホームページや大気環境メールの配信などによる県民への迅速できめ細かな情報提供に努めます。
- 酸性雨、PM2.5及び光化学オキシダントについて今後も継続的な実態把握調査に取り組みます。

## 2 発生源対策

### 現 状

- ボイラー等の煙突からばい煙を排出する施設、塗装施設等の揮発性有機化合物<sup>(※)</sup>を排出する施設及び土石等の堆積場等の粉じん発生施設を設置している工場・事業場については、大気汚染防止法及び熊本県生活環境の保全等に関する条例に基づく規制を行っています。
- 自動車の排出ガスは大気汚染物質の主な要因ですが、自動車への依存度は高く、路線バス等公共交通機関の利用者が減少しています。  
平成24年度に実施した第4回熊本都市圏パーソントリップ調査結果を踏まえ、自動車利用の依存度が著しく高い状況からの転換を目指す新たな熊本都市圏都市交通マスタープランにおいて、各種交通施策が提言されています。  
また、熊本県交通渋滞対策協議会において、熊本県新渋滞対策プログラムが策定され、渋滞緩和に向けた対策が進められています。
- アスベストについては、平成26年6月の改正大気汚染防止法の施行による立入権限対象拡大に伴い、県内の解体工事についてアスベスト飛散防止のための監視を行っています。  
飛散しやすいアスベスト含有建材が使われている建築物等の解体等工事において、敷地境界での大気中のアスベスト濃度調査を実施しています。

### 課 題

- 大気汚染物質を排出する工場及び事業場に対して、排出基準の遵守状況の確認や必要に応じ適切な改善措置を講じるよう指導するとともに、排出量の実態把握が必要です。
- 交通渋滞を緩和するため、自動車の交通量の低減や交通の円滑化に引き続き取り組む必要があります。
- アスベストは、昭和47年頃に最も大量に使われ、現在、アスベスト使用建築物等が建て替えの時期を迎えています。平成40年頃をピークに、解体等工事が全国的に増加すると予測されることから、アスベストの環境への飛散防止対策の徹底が必要となっています。

### 施策の方向性

- ばい煙及び揮発性有機化合物等を排出する施設を設置している工場及び事業場に対して、立入検査を実施し、排出基準の遵守を指導します。
- 交通量低減化対策として、市町村や交通事業者と連携して公共交通機関の利用促進に努めます。
- 交通渋滞の緩和対策として、道路交通網の整備の促進並びに道路情報及び道路交通システムの充実等に取り組みます。

○アスベストの大気中への排出・飛散を防止するため、関係機関と連携して、建築物等の解体・改修時の除去について工事発注者及び施工業者への指導を実施します。また、平成26年6月の改正石綿障害予防規則の施行により、規制対象の石綿がレベル1（石綿含有吹付け材）に加え、レベル2（石綿含有断熱材等）まで拡大されたことから、県有建築物に係る調査、必要な措置に取り組みます。

（※）揮発性有機化合物

揮発性有機化合物（VOC（volatile organic compounds））とは、揮発性を有し、大気中で気体状となる有機化合物の総称であり、トルエン、キシレン、酢酸エチルなど多種多様な物質が含まれます。揮発性有機化合物は、大気中で窒素酸化物と混合し、太陽光と反応することで光化学オキシダントを生成することが懸念されています。

**【大気環境に係る対策の推進の数値目標】**

| 指標                 | 現状            | 目標値<br>(H32) | 目標設定の考え方 |
|--------------------|---------------|--------------|----------|
| 二酸化硫黄濃度環境基準達成率(年間) | 100%<br>(H26) | 100%         | 環境基準の達成  |

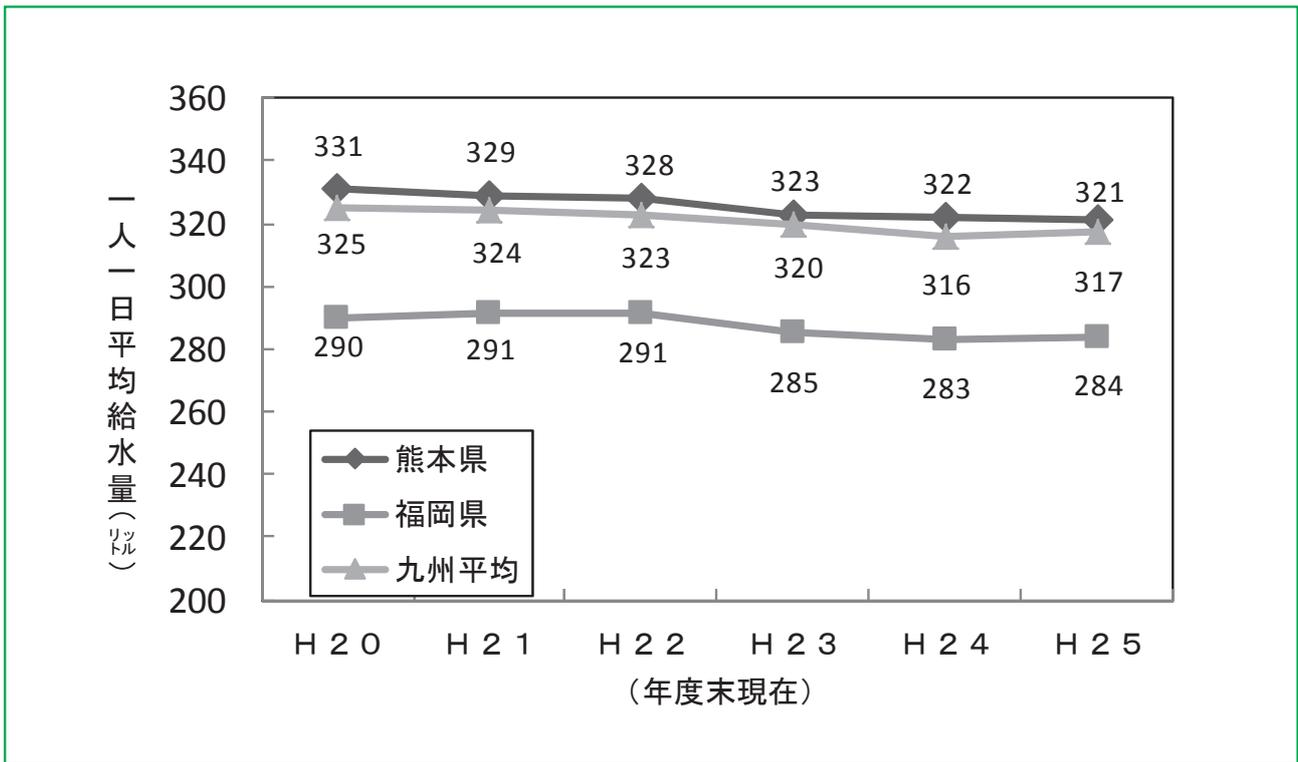
## 第3節 水環境に係る対策の推進

### 1 健全な水循環の確保（安定的な水の確保）

#### 現 状

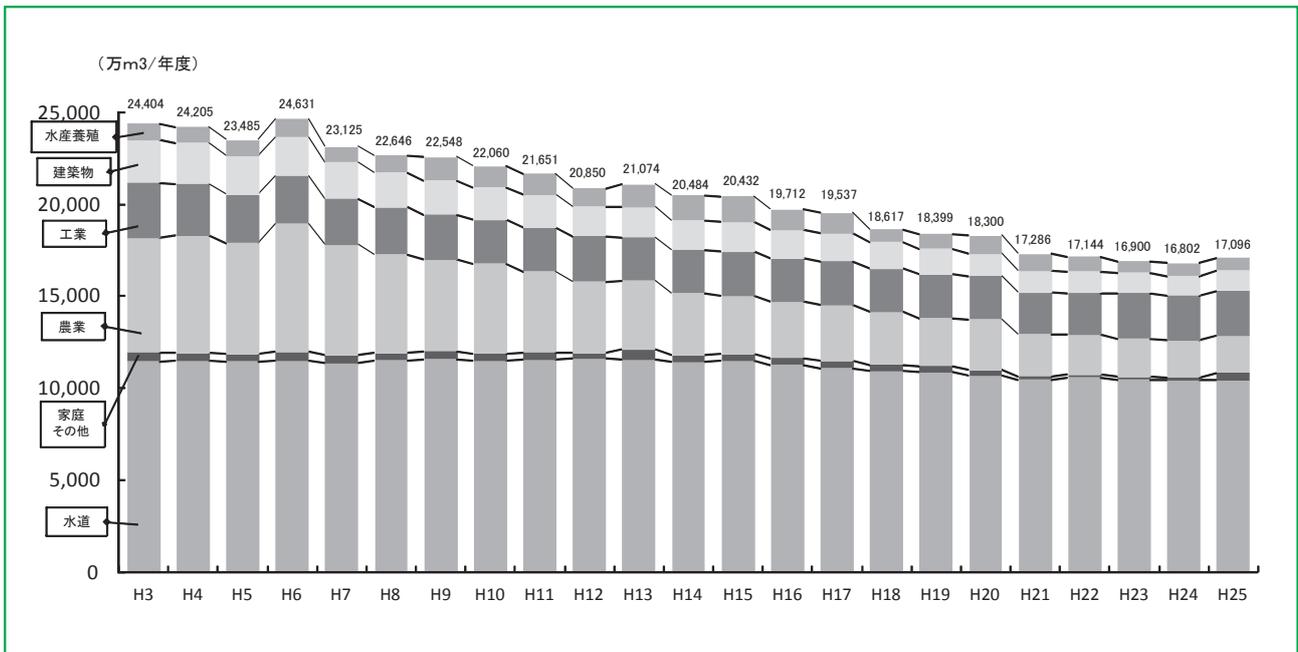
- 本県は、全国と比較して地下水が豊富であり、1,000か所以上の湧水等があり、環境省の名水百選には全国で最多の8か所（富山県と同数）が選定されています。また、水道水源の約8割が地下水を使用し、特に、人口約100万人を擁する熊本地域（熊本市と周辺10市町村の地域）では生活用水（水道）のほぼ100%が地下水です。
- 本県の主要な水源である地下水位の変動を把握するため、現在、県内各地に33か所の観測井を設け継続して観測を行っています。長期的にみると、熊本地域の台地部において地下水位の低下傾向が見られます。
- 県民1人1日当りの平均水道給水量は減少傾向にありますが、依然として九州各県の平均量を上回っています。（図4-2）
- 農地や森林は重要な水源かん養域となっていますが、農地面積は減少しており、また、一部の森林は手入れが必要な状態です。さらに、農地の保全や森林整備を担う農業や林業の従事者も減少しています。
- 地下水位の低下がみられる熊本地域については、県と熊本地域11市町村が共同で策定した「熊本地域地下水総合保全管理計画」（平成20年9月策定）及び「第1期行動計画」（平成21年2月策定）に基づき、地下水の水量・水質両面から地下水保全に取り組んできており、地下水採取量については平成18年度から25年度までに1,521万立方メートルの減少が見られたものの、地下水位が回復するまでには至っていません。（図4-3、4-4、4-5）
- 県では、平成24年3月に熊本県地下水保全条例を改正し、地下水を「公共水」と位置付けるとともに、地下水採取の許可制度を導入し、地下水採取者に節水やかん養対策を義務付ける制度を新設し同年10月に施行しました。
- また、平成24年4月に、行政・事業者・住民等が一体となって熊本地域の地下水保全対策を推進する協働の組織「公益財団法人くまもと地下水財団」（以下「財団」）が発足しました。行政、事業者等が財団の会員となり、地下水採取量に応じた負担金、会費等を拠出する仕組みを導入し、これらを財源として財団が中心となって熊本地域の地下水保全対策を推進しています。
- 平成26年3月には、財団の諮問機関として設置された「くまもと地下水会議」において「くまもとの地下水を守り抜くための対策」に係る「提言」が取りまとめられました。同じく3月にこの「提言」を踏まえ、県及び11市町村が共同で「第2期行動計画」を策定し、同計画に基づき、台地部水田湛水事業等のかん養対策、節水対策などに取り組んでいます。
- さらに、平成27年3月には農業の営みによって地下水を守る「熊本県地下水と土を育む農業推進条例」を制定しました。この条例に基づき地下水と土を育む農業の推進に関する計画を策定し、地下水と土を育む農業を支える県民運動の展開などの施策を推進することとしています。

図4-2 九州各県の1人1日平均給水量の推移



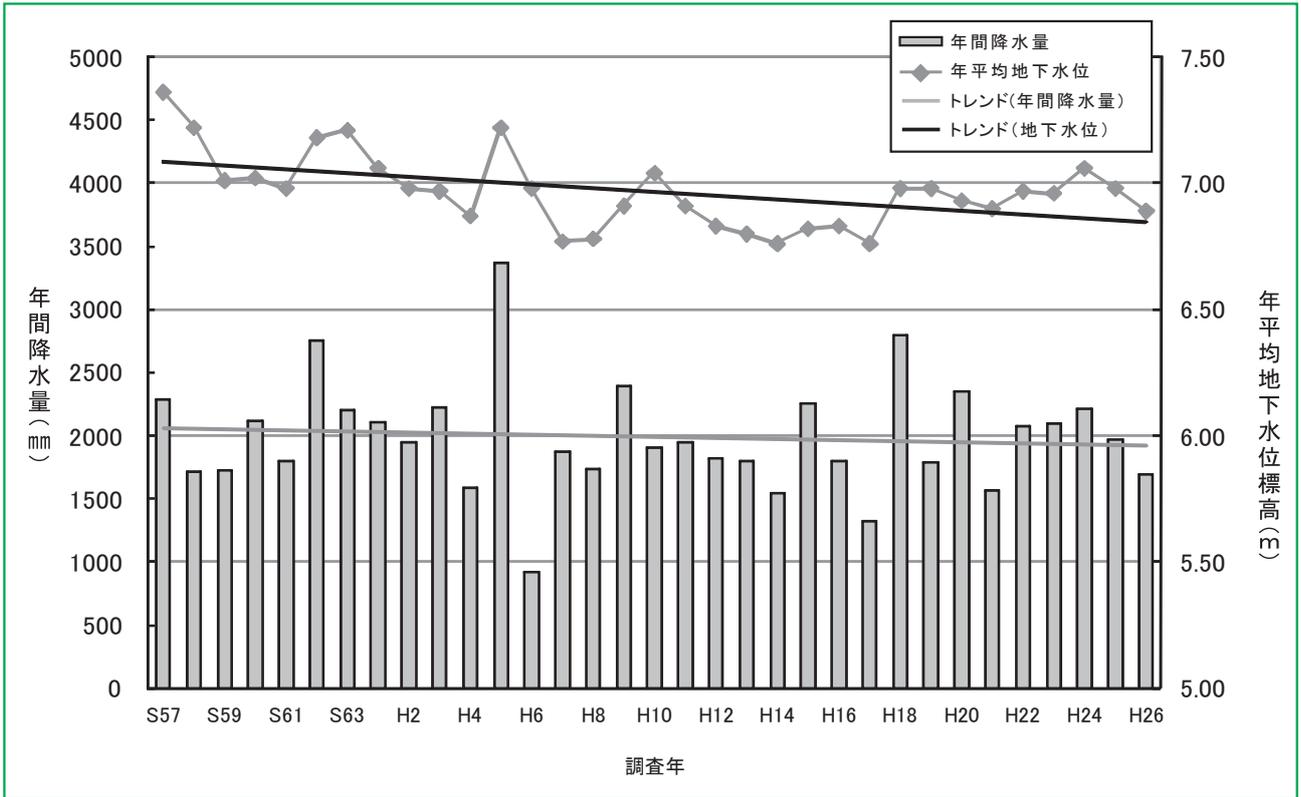
出典：水道統計（厚生労働省）

図4-3 熊本地域の地下水採取量の変化



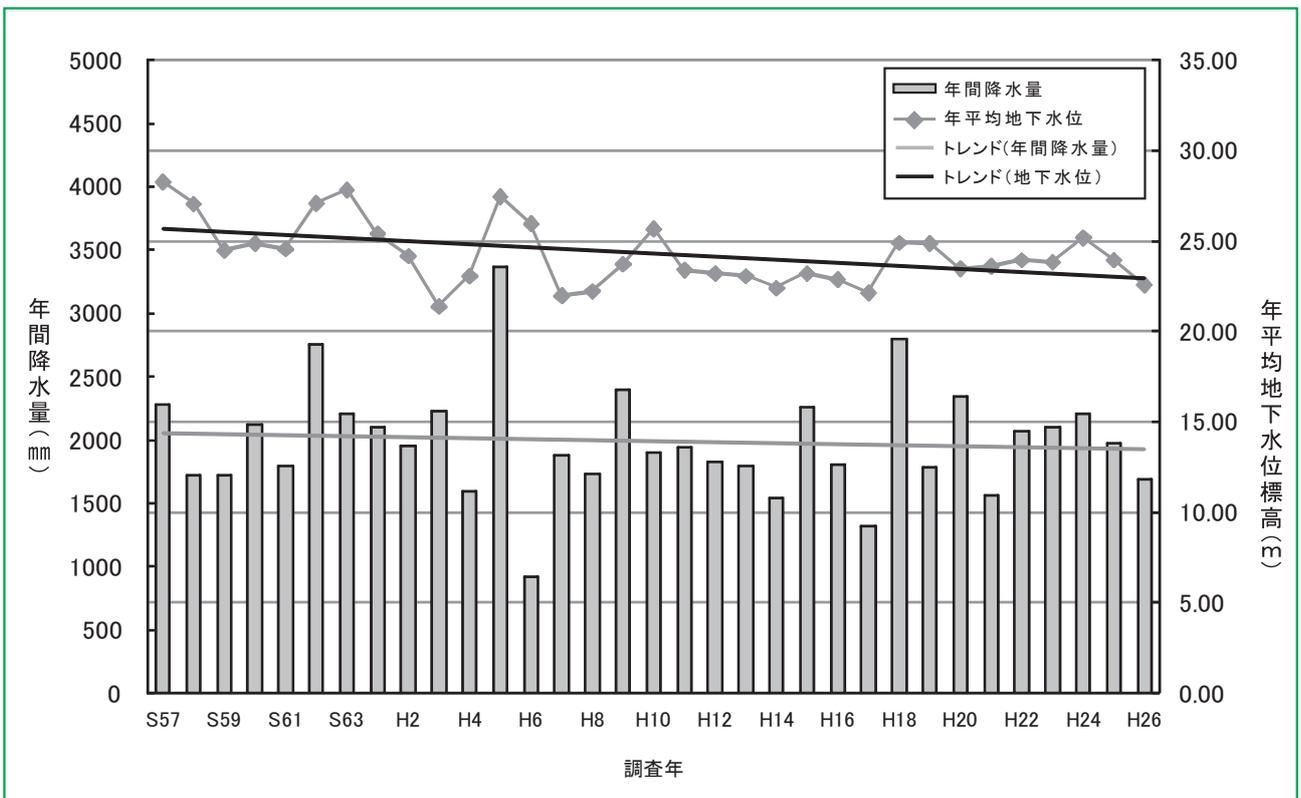
出典：環境立県推進課作成

図4-4 水前寺観測井における地下水位の状況



出典：環境立県推進課作成

図4-5 菊陽観測井における地下水位の状況



出典：環境立県推進課作成

## 課 題

- 地下水は限りある地域共有の財産であり、将来にわたってその恵みを県民が享受できるようにするためには、健全な水循環を維持・回復していくことが必要であり、そのため、県民、事業者、行政が一体となって守っていく意識を高め、協働で地下水の保全に取り組むことが必要です。
- 県全域における水資源の安定的確保のため、水源かん養域である農地や森林の保全を図っていく必要があります。また、市街地化した地域の地下水かん養の維持・回復も図っていく必要があります。
- 特に地下水かん養機能の高い水田を確保することが重要であり、主食用米の消費が減少する中で、飼料用米など新規需要米の生産拡大を進めていくことが必要です。
- 地下水採取量については、全体的に削減が進んでいますが、最も大きなウエイトを占める水道用水は横ばいで推移しており、家庭や事業所等における水道水の節水を進めるとともに、公共施設、工場、ビル等の水の有効利用も更に促進し、一層の地下水採取量の削減を図っていく必要があります。
- 一部の地域で地下水の水位低下等が見られる熊本地域においては、くまもと地下水会議の提言を踏まえ、「熊本地域地下水総合保全管理計画」及び「第2期行動計画」に基づき、水量・水質両面の重点的な対策を推進していく必要があります。
- 平成16年度から開始された白川中流域水田湛水事業は年々拡大を続け、地下水かん養量も増大してきましたが、平成23年度をピークに、ほぼ実施可能な限界面積に達し、今後の大幅な拡大は望めない状況です。このため他の台地部等における水田湛水事業などのかん養対策を推進していく必要があります。
- 熊本の財産である水資源を、県民の生活が一層豊かなものになるよう地域の振興に活かし、ひいては県民がその財産を守り継ぐという意識につなげていく必要があります。

## 施策の方向性

- 熊本県地下水保全条例の地下水採取許可制などを適正に運用し、持続的な地下水利用のための管理を行います。また、条例に基づき地下水採取者による地下水使用合理化や地下水かん養の取組を促進します。
- 「水の作文コンクール」、「水の学校」、「水の週間」行事における講演会や高校生の水環境保全意識を高めるフォーラムの開催などの水環境教育や啓発に取り組むとともに、くまもと環境賞（熊本県）、地下水保全顕彰制度（くまもと地下水財団）、肥後の水とみどりの愛護賞（肥後の水とみどりの愛護基金）などの表彰制度等を通じて、県民、企業・団体等の水を守る意識の向上を図ります。
- 水源かん養など森林の持つ多面的機能を持続的に発揮させるために、計画的な間伐の実施などの森林整備や「水とみどりの森づくり税」を活用した針広混交林等の導入に努めます。また、森林所有者と森づくりに関する社会貢献活動を実施する企業等との仲介を行

い、企業等による森林整備を促進します。

- 耕作放棄地の発生を防ぎ、水源かん養や水質の浄化など、農地の持つ多面的機能を維持保全するため、農家等が行う農地を維持していくための地域活動を支援するとともに、環境に配慮した農業生産基盤の整備を推進します。
- 市街化した地域における地下水かん養機能を確保するため、雨水浸透ますや透水性舗装などの雨水浸透施設の設置促進に努めます。
- 「地下水と土を育む農業の推進に関する計画」に基づき、飼料用米など新規需要米の生産を拡大すること等によって水田の利用を促進するとともに、県民による地下水と土を育む農産物の消費を促進すること等により、地下水かん養量の確保に努めます。
- 水の有効利用、高度利用のため、公共施設、工場、ビル等における用水の循環利用や雨水・再生水の利用などの水利用合理化の促進に努めます。また、年間を通じて節水を呼び掛けるとともに、全国「水の日（8月1日）」・「水の週間」の関連事業として7月～8月を節水啓発重点期間とする重点的な広報・啓発を展開するなど、家庭等における節水の取組を推進します。
- 熊本地域の地下水保全については、重点的な水量保全対策として、白川中流域の他、台地部等の水田湛水事業の拡大等を図り、地下水かん養量の増大に努めます。また、水質保全対策として硝酸性窒素濃度の低減を図ります。（第3節－2）
- 県内各地の湧水地等を守るための地域活動を促進するとともに、環境省選定の名水百選や熊本県認定の昭和と平成の名水などをはじめ、清冽な水とその水で育まれた農産物等の魅力を発信し、県外からの移住・定住にもつながるよう、「水の国くまもと」を広く国内外へアピールします。

## ウォーターオフセット事業

～誰でもできる！地下水を育む農産物を食べて地下水を守る～

地下水は私たち熊本県民の生活や産業活動を支える大切な資源です。

ウォーターオフセット事業とは、その大切な地下水を使用する県民や企業などが、地下水をかん養する田畑で生産された農産物、それを原材料に使用した加工品、飼料用米を食べて育った畜産物を購入・消費し、地下水を育む農業を応援することにより、使った地下水量を埋め合わせる取組のことで、公益財団法人くまもと地下水財団などが実施しています。

現在、ウォーターオフセット事業の代表的な農産物等には、大津町・菊陽町などの白川中流域一帯の水田で生産された米（「水の恵み」米）や、それを原料として使った味噌、菊池地域で生産された飼料用米を食べて育った牛（「えこめ牛」）の肉などがあります。

白川中流域は、水の浸透性が高く、米5kgを生産する過程で約100m<sup>3</sup>（10万L）の地下水が育まれます。その米を茶碗一杯食べることは、米の生産を通じて約1,500Lの地下水かん養につながります。

また、えこめ牛の肉を100g 食べることで、その餌となる飼料用米の生産を通じて、約1,000Lの地下水がかん養されます。誰でも食べることで地下水保全に貢献できるのです。

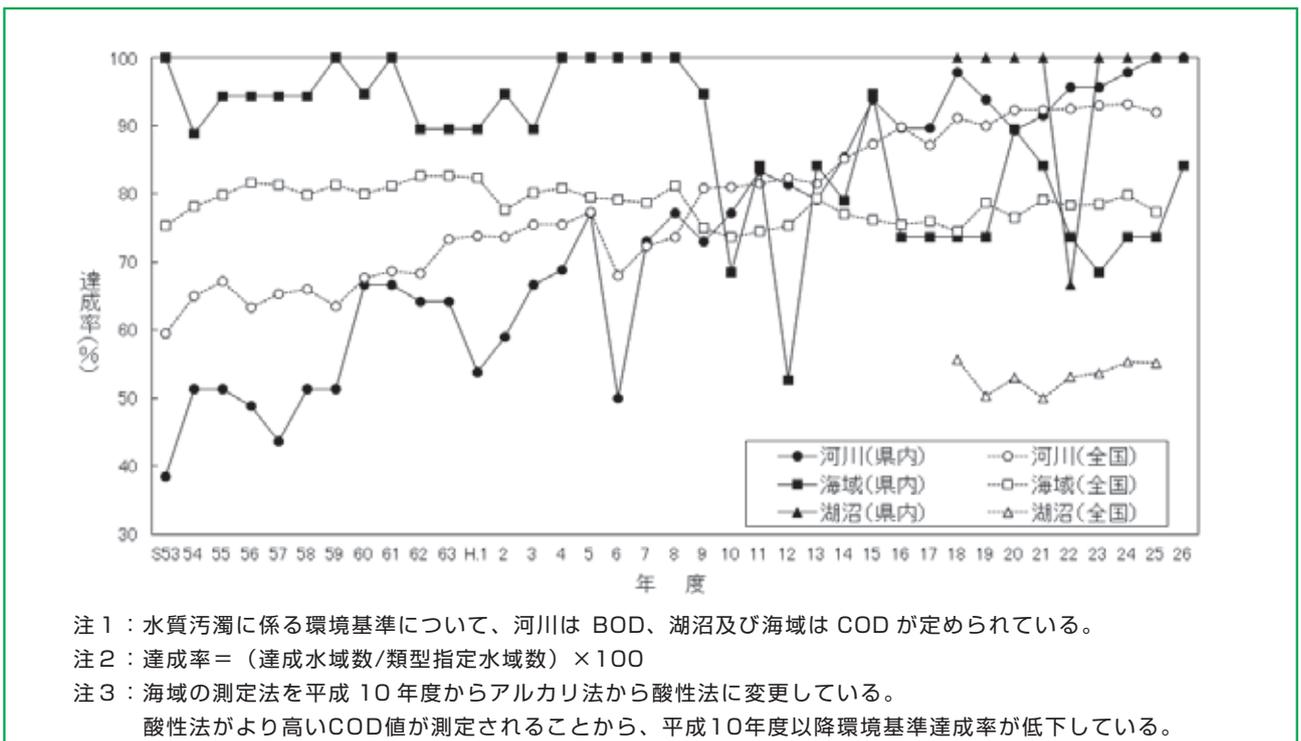


## 2 水質の保全策の強化（きれいな水を守る）

### 現 状

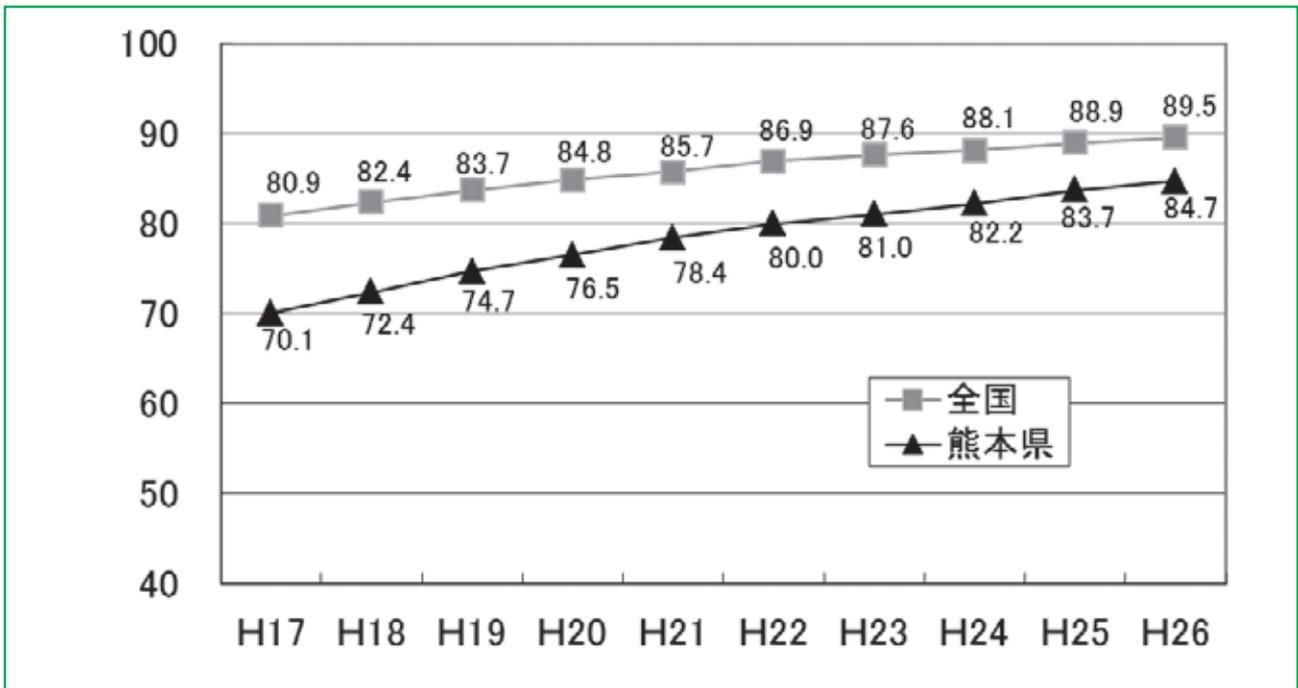
- 平成26年度の公共用水域における環境基準達成率は、河川（BOD）は100%、湖沼（COD）は100%、海域（COD）は84.2%で、海域の一部水域で環境基準を超過しています。項目により水質改善の傾向がみられますが、海域における全燐の達成率は横ばいの状況です。（図4-6）
- 本県における公共下水道や浄化槽等による平成26年度末の汚水処理人口普及率は84.7%となっています。なお、全国平均は89.5%です。（図4-7）
- 地下水については、重金属や揮発性有機化合物による新たな汚染はほとんど見られなくなりましたが、硝酸性窒素については、平均的には横ばいから微減傾向であるものの、環境基準の超過事例が散見され、濃度が上昇している地域も見られます。（図4-8）特に対策の必要があると考えられる荒尾地域及び熊本地域においては「硝酸性窒素削減計画」（荒尾地域：平成14年度、熊本地域：平成16年度）を策定し、市町村や関係機関とともに生活排水対策、過剰施肥対策、家畜排せつ物対策などに取り組んでいます。
- 農業分野では、これまで化学肥料の使用量削減や家畜排せつ物の適正処理を進めてきましたが、平成27年度からは農業を通じた地下水等の保全を更に推進するため、熊本県地下水と土を育む農業推進条例を施行し、具体的施策を推進していくために「地下水と土を育む農業の推進に関する計画」を策定しました。

（図4-6）熊本県内と国のBOD（河川）及びCOD（海域等）の環境基準達成率の経年変化



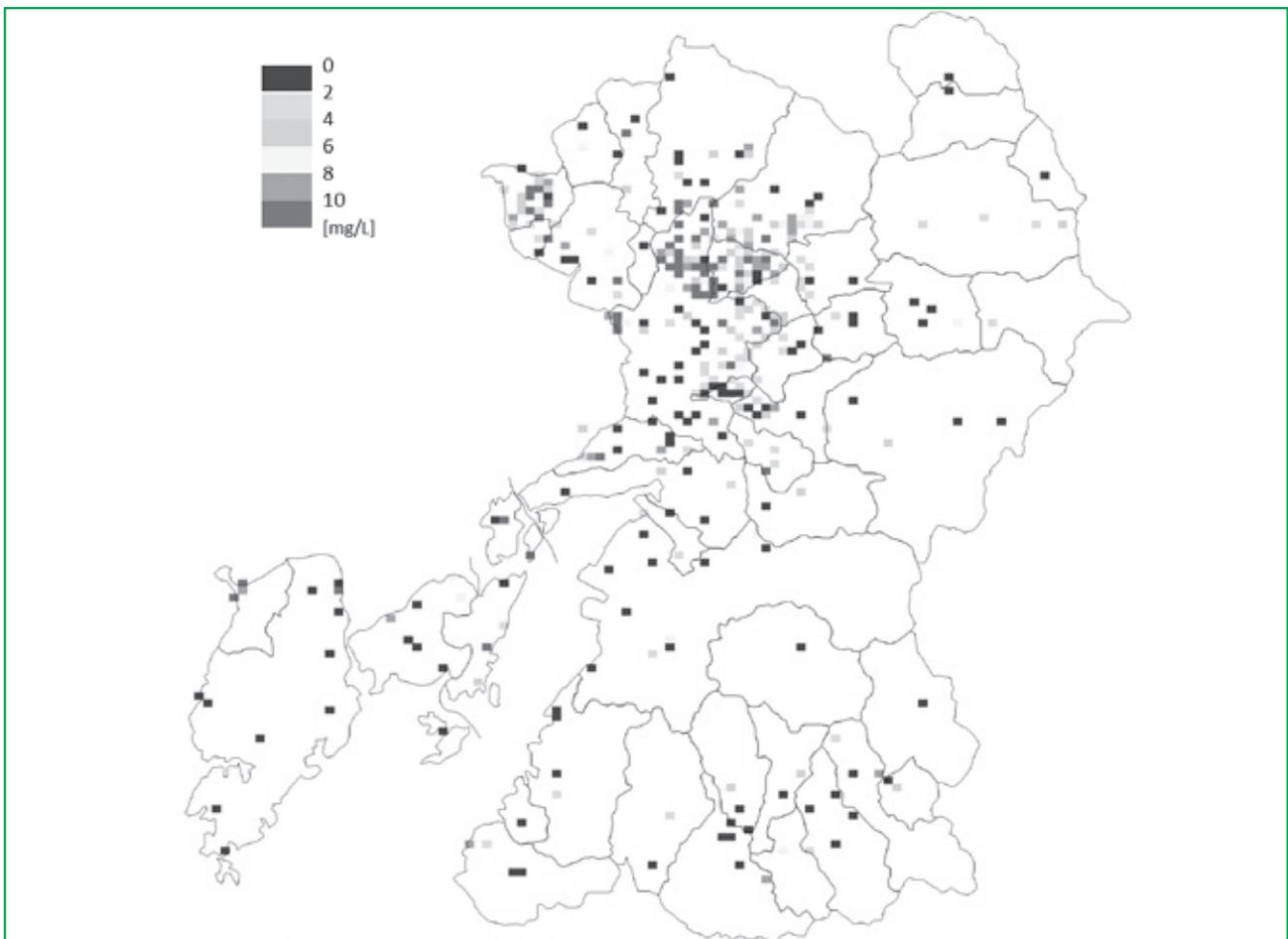
出典：環境保全課作成

(図4-7) 熊本県内と国の汚水処理人口普及率の推移



出典：下水環境課作成

(図4-8) 熊本県における地下水中の硝酸性窒素濃度の分布 (H22～H26)

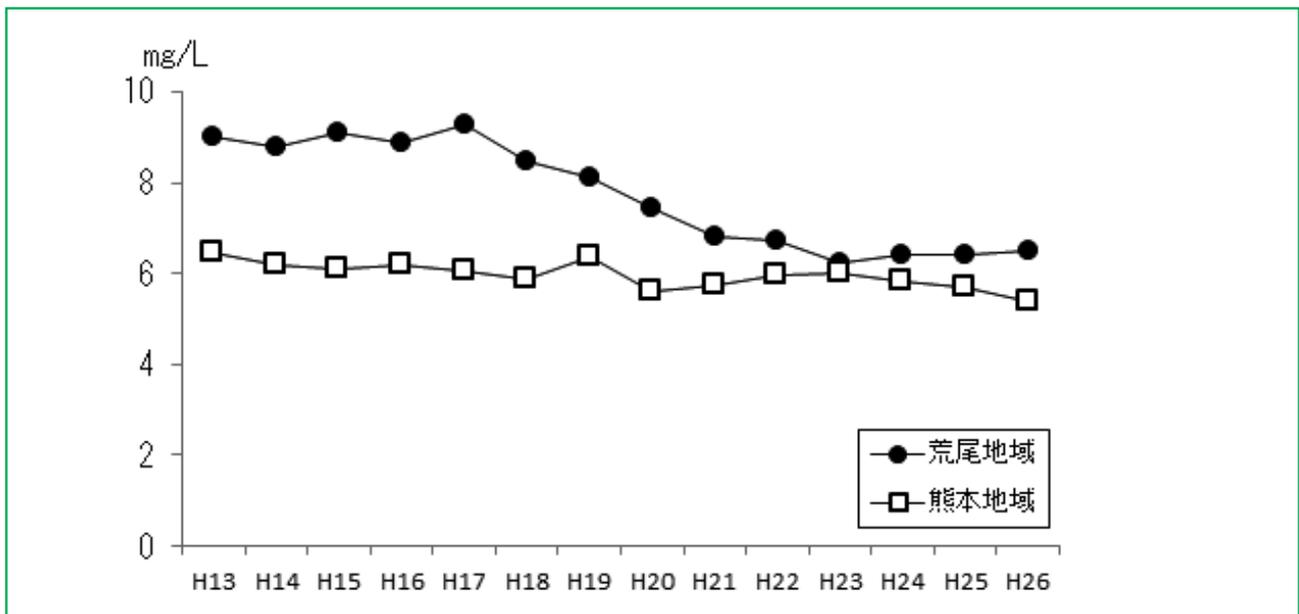


出典：環境保全課作成

## 課 題

- 生活排水や工場排水などの汚濁発生源対策を総合的に講じてきたものの、環境基準が達成されていない海域もあることから、一層の汚濁負荷軽減対策が必要です。
- 工場・事業場の排水については、依然として小規模し尿処理施設、食料品製造業、畜産農業等での排水基準超過が見られるため、引き続き基準の遵守等について指導を徹底する必要があります。
- 生活排水処理施設については、人口減少など地域社会構造の変化、財政状況悪化及び既存施設老朽化による改築更新費用の増加等を踏まえ、効率的な手法による未普及対策の早期概成及び持続可能な管理運営を行う必要があります。
- 地下水中の硝酸性窒素濃度については、荒尾地域では微減傾向、熊本地域では、ほぼ横ばいの状況ではあるものの、一部の地点では環境基準を超過しているほか、濃度が上昇している地点もあり予断を許さない状況であることから、引き続き他の地域とともに対策を講じていく必要があります。(図4-9)
- 農業分野では、化学肥料の使用量削減や、家畜排せつ物の適正な処理も進んでいるものの、地下水の硝酸性窒素濃度は平均的には横ばいから微減傾向であることから、今後も「地下水と土を育む農業の推進に関する計画」に基づく各種施策を押し進めていく必要があります。

(図4-9) 荒尾地域及び熊本地域における硝酸性窒素濃度の推移



出典：環境保全課作成

## 施策の方向性

- 公共用水域や地下水の水質の常時監視を行い、環境基準の達成状況を把握し関係者で情報を共有するとともに、基準超過の原因究明に取り組みます。
- 海域環境への汚濁負荷を低減する養殖技術の開発・普及に向け、以下について取り組みます。
  - ・養殖漁場への環境対策指導の徹底に努めます。
  - ・漁場への汚濁負担の少ない養殖技術の開発を推進します。
  - ・養殖生物に発生するウィルス病等の病原体の早期検出法の開発と対策の研究を推進します。
- 工場・事業場からの排水については、引き続き法や条例等に基づき、排水規制に関する監視・指導の徹底を図ります。
- 生活排水処理対策については、効率的な手法による未普及対策の早期概成及び持続可能な維持管理を基本とする新しい生活排水処理構想を策定し、それに基づく対策を実施していくとともに下水道等への接続率の向上、浄化槽の適正な維持管理などの普及啓発に取り組みます。
- 荒尾地域及び熊本地域における硝酸性窒素削減計画の目標である達成水質値10mg/Lを満足するよう、関係機関と連携して効果的な対策が講じられるよう取り組みます。また、その他の地域においても、地下水の流動状況や汚染機構解明に向けた調査研究を続けるとともに、関係機関と協議のうえ、それぞれの地域の状況に応じた対策を検討します。
- 「地下水と土を育む農業の推進に関する計画」に基づき、地下水質保全のため、以下について取り組みます。
  - ・グリーン農業による土づくりを基本とした化学肥料・農薬の削減等を推進します。
  - ・家畜排せつ物を使用した良質な堆肥の生産と広域流通を推進します。
  - ・飼料用米など新規需要米の作付拡大や湛水等、水田の有効活用を推進します。さらに、試験研究及び技術の普及に努めるほか、県民運動を展開し、これらの取組を支えます。
- 生活排水処理、「地下水と土を育む農業の推進に関する計画」に基づく施肥及び家畜排せつ物に係る取組などの硝酸性窒素対策の効果を把握するため、詳細な地下水調査を実施します。

### 3 豊かな川と海づくりの推進（有明海・八代海再生）

#### 現 状

- 有明海・八代海は極めて閉鎖性が高く、陸域からの影響を受けやすいため、漁場環境の悪化が強く懸念されています。
- 八代海では平成12年7月に発生した赤潮により魚類養殖に甚大な被害が生じました。また、有明海では平成12年度のノリ養殖において、赤潮による色落ち被害が発生し、かつてない不作となりました。
- 平成14年11月に有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律（以下、「特措法」という。）が成立し、同法に基づき、本県では平成15年3月に「有明海・八代海の再生に向けた熊本県計画」（以下、県計画という。）を策定しました。
- 特措法に基づき学識者等の専門家で構成された有明海・八代海等総合調査評価委員会が設置されました。この委員会において、国や県等が行う調査結果を踏まえて、両海域の再生に係る評価が行われ、再生方策や解明すべき課題等を取りまとめた「委員会報告書」が平成18年12月に主務大臣及び関係県に提出されました。
- 国や関係県と連携しながら、海域環境の保全、改善及び水産資源の回復等による漁業の振興を目標とした県計画に沿って、生活排水対策、森林機能の向上、漁場環境改善等川上から川下に至るまでの総合的な対策に取り組んでいますが、なかなか改善の兆しは見られません。
- 有明海・八代海的环境負荷を最小限にすることを目的として、平成25年3月に「有明海・八代海における海砂利採取に関する方針」を策定し、平成28年4月から民間海砂利採取業による販売を伴う海砂利採取を禁止することとしています。
- 水質汚濁の指標とされるCOD及び富栄養化の指標とされる全窒素、全リンの経年変化は年によって変動はあるもののほぼ横ばいの傾向にあります（図4-10）。また、全窒素及び全リンについての負荷量（海域に排出される汚濁物質質量）を見ると、有明海では畜産系、八代海では養殖系の占める割合が大きくなっています。（図4-11）
- 平成14年度から、豊かな川や海を健全な姿で次世代へ継承していくため、県民一体となって川や海的环境保全を図るための県民運動「くまもと・みんなの川と海づくり県民運動」を展開しています。
- 水環境を総合的に捉え、きれいな水環境の大切さを啓発するため、平成2年度から本県独自の評価方法による「みんなの川的环境調査」（水質及び水生生物調査による水環境評価）を行い、毎年、多くの県民が参加しています。

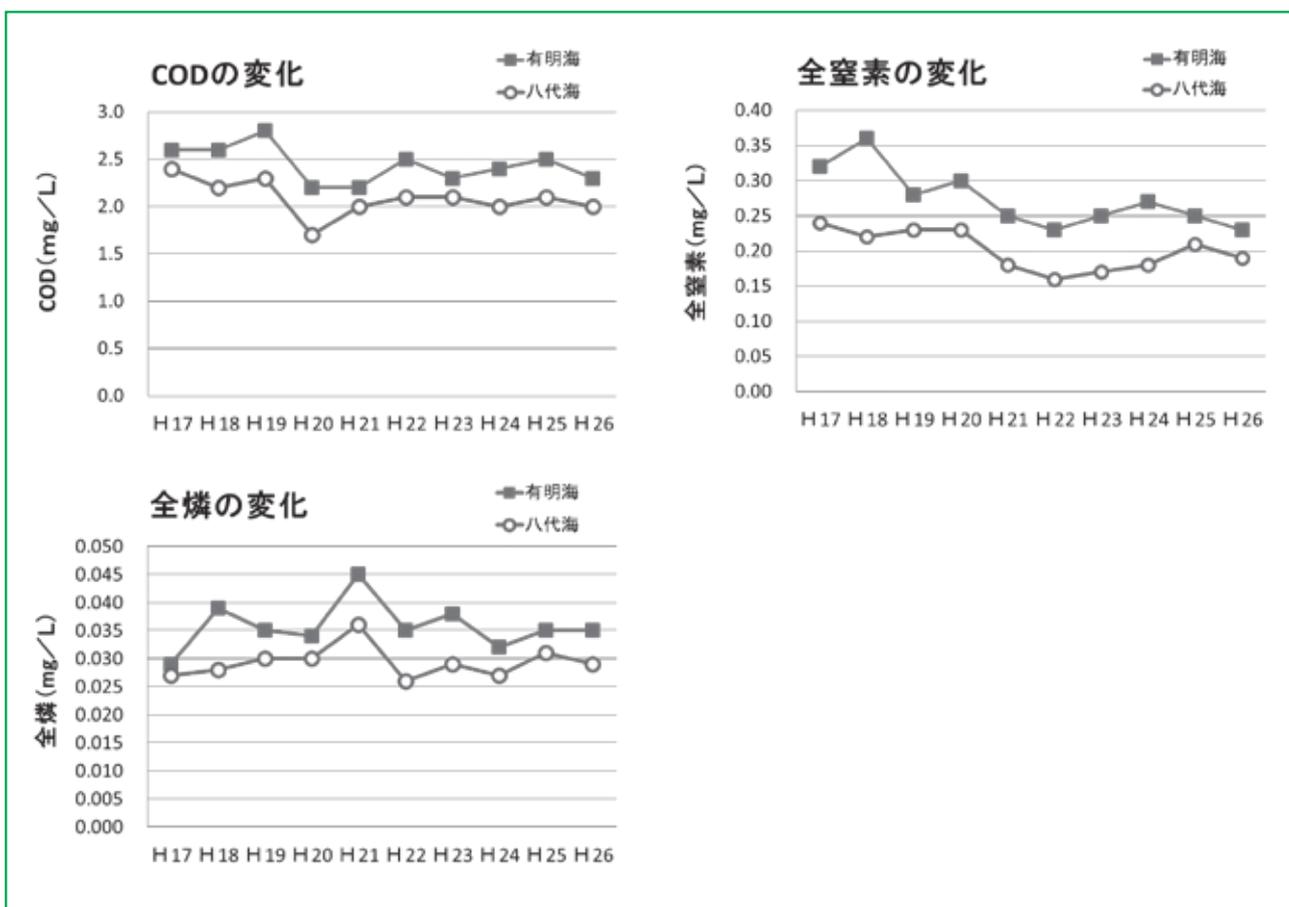
### 有明海・八代海等総合調査評価委員会の動きについて

有明海・八代海等総合調査評価委員会は、特措法に基づき、環境省に設置された学識者等の専門家で構成された組織で、国や県等が行う調査結果を踏まえて両海域の再生に係る評価を行っています。

平成18年12月に、再生方策や解明すべき課題等を取りまとめた「委員会報告書」が主務大臣や関係県に提出され、これにより、委員会の検討は終了しました。

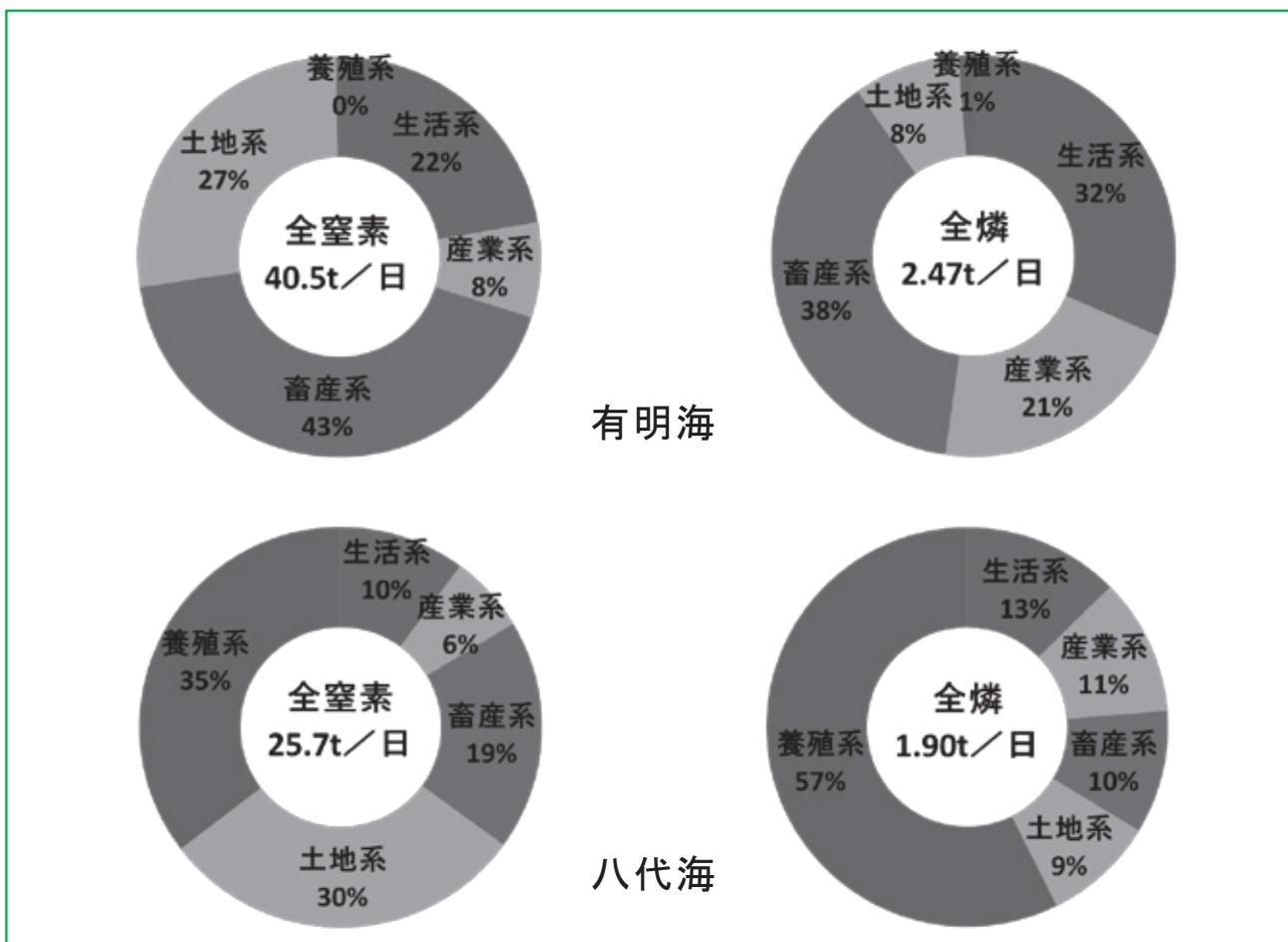
しかしながら、その後、平成23年に特措法が改正されたことにより審議が再開され、海域環境や水産資源を巡る原因、要因、発生機構の究明や両海域の再生に向けた方策等の検討が行われており、今後、報告書として取りまとめられ、公表される予定です。

(図4-10) 有明海及び八代海における水質



出典：環境保全課作成

(図4-11) 有明海及び八代海（熊本県）における全窒素及び全リンの負荷量



出典：環境保全課作成

## 課題

- 「有明海・八代海等の再生に向けた熊本県計画」に基づき、総合的な対策に取り組んでいるものの、海域の水質の状況はなかなか改善の兆しは見られず、海域環境変化の要因に対応した効果的な対策が必要です。
- 一部の海域で環境基準が未達成であるため、COD、全窒素及び全リンの更なる負荷低減に取り組む必要があります。
- 有明海・八代海の豊かな自然環境を次世代に継承するため、行政、事業者、関係団体等、県民一体となって海域環境保全に取り組む必要があります。
- きれいな水環境の大切さを啓発・普及するための指導者の育成を行っていく必要があります。

## 施策の方向性

- 海域環境変化や水産資源減少の要因は、現在、国の総合評価委員会での検討が進められていますが、この検討結果を踏まえるとともに、県計画に沿って、国や関係6県とも連携し

ながら、以下の施策に取り組みます。

- ・水質の保全や干潟の浄化作用の維持向上に努めます。
- ・漁場環境の改善に努めます。
- ・海域の課題を整理し、調査も含め効果的な対策に取り組みます。
- ・漁業者や関係団体、県民、行政等の連携体制の強化に努めます。

○海域及び海域に流入する河川等の水質の監視を引き続き行うとともに、生活排水対策や工場・事業場の排水対策に取り組み、海域への環境負荷低減に努めます。

○県民一人ひとりが身近な海域環境への理解を深め、海域環境保全に率先して取り組むことができるよう、「くまもと・みんなの川と海づくりデー」などの啓発活動を推進します。

○川に親しみ、そこにすむ多様な生物を大切にする県民の輪を広げるため、引き続き「みんなの川の環境調査」の指導者育成に取り組みます。



「くまもと・みんなの川と海づくりデー」



「みんなの川の環境調査」

### 有明海・八代海等の再生に向けた熊本県計画の概要

#### 1 計画の目標

- (1) 有明海及び八代海等の海域の環境の保全及び改善
- (2) 有明海及び八代海等における水産資源回復等による漁業の振興

#### 2 計画の期間

平成15年3月策定（終期なし）※毎年度見直し

#### 3 再生のための施策

##### ○海域の環境の保全及び改善

- ・下水道等生活排水処理施設の総合的な整備の促進
- ・工場・事業場などに対する排水規制
- ・一斉清掃や出前講座等の知識の普及、住民等との連携
- ・森林の整備や森づくり活動の支援
- ・藻場、干潟等漁場環境改善の対策 など

##### ○水産資源の回復などによる漁業振興

- ・稚魚放流や資源管理、環境負荷の少ない養殖業の推進
- ・覆砂や作れい及び藻場の造成 など

##### ○調査研究などの推進

【水環境に係る対策の推進の数値目標】

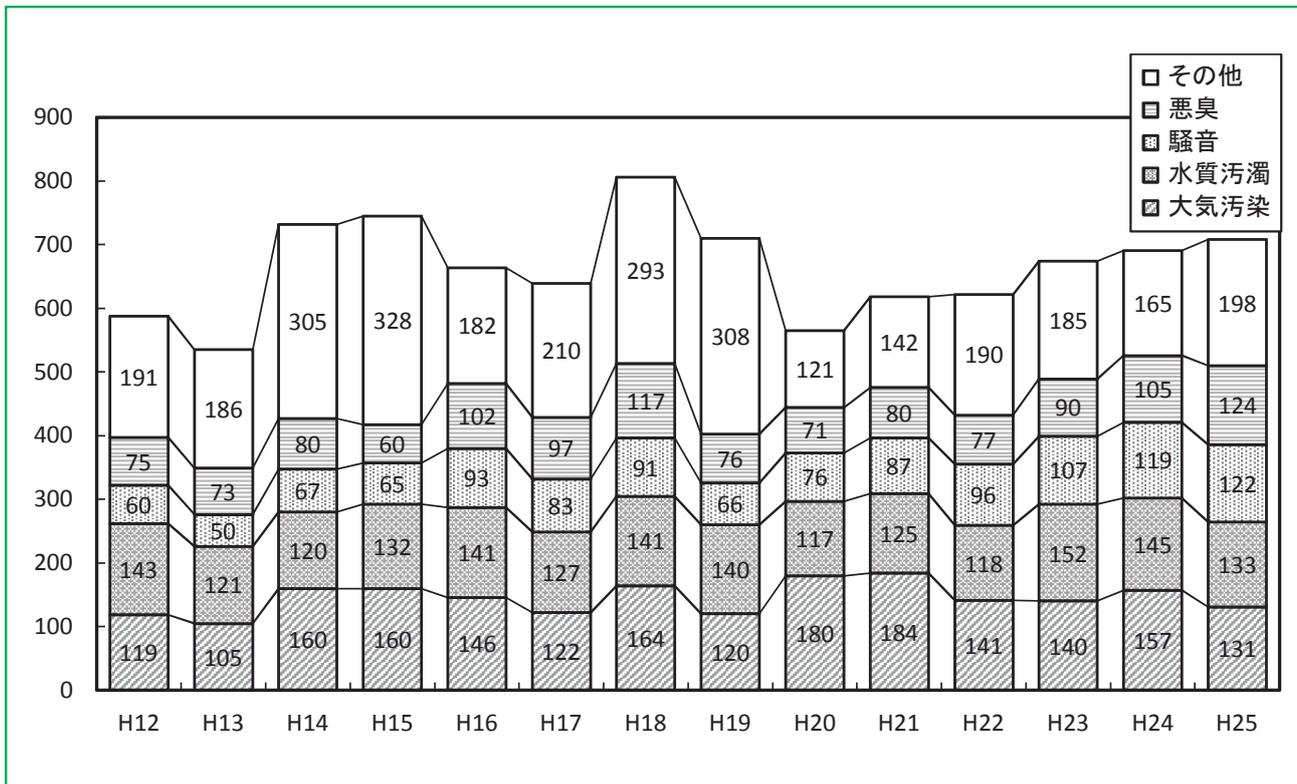
| 指標   | 現状   | 目標値<br>(H32)  | 目標設定の考え方  |
|--|--|---|---|
| 熊本地域の地下水かん養増加量（白川中流域水田かん養量など）（年間量）                                   | 2,040万㎡<br>(H26)   | 3,500万㎡<br>(H30)  | 熊本地域地下水総合保全管理計画第2期行動計画  |
| 熊本地域の地下水採取量（年間量）   | 17,096万㎡<br>(H26)  | 16,580万㎡以下<br>(H30)                                     | 熊本地域地下水総合保全管理計画第2期行動計画  |
| 熊本地域における硝酸性窒素に係る目標水質の達成度（年間）<br>①10mg/L 超過の観測井数<br>②5～10mg/L 以下の観測井数 | 観測井数111<br>①14.4%<br>(16/観測111)<br>②25.2%<br>(28/観測111)<br>(H26) | ①全ての井戸で達成水質値10mg/Lを満足すること。<br>②全ての井戸で管理水質値5mg/Lを満足すること。 | 熊本地域硝酸性窒素削減計画の最終目標（H36）を達成すること。<br>（地下水と土を育む農業の推進に関する計画についても同様） |
| 荒尾地域における硝酸性窒素に係る目標水質の達成度（年間）<br>①10mg/L 超過の観測井数<br>②5～10mg/L 以下の観測井数 | 観測井数35<br>①17.1%<br>(6/観測35)<br>②34.3%<br>(12/観測35)<br>(H26)     | ①全ての井戸で達成水質値10mg/Lを満足すること。<br>②全ての井戸で管理水質値5mg/Lを満足すること。 | 荒尾地域硝酸性窒素削減計画の最終目標（H34）を達成すること。<br>（地下水と土を育む農業の推進に関する計画についても同様） |
| くまもとグリーン農業生産宣言件数（累計）   | 14,942件<br>(H26)   | 20,000件   | 2015農業センサスの販売農家数の過半   |
| くまもと・みんなの川と海づくりデー参加者数  | 35,000人<br>(H26)   | 年々増加  | 参加者を年々増やす   |

## 第4節 騒音、振動、悪臭、光害などの対策の推進

### 現 状

- 騒音、振動及び悪臭は人の感覚に刺激を与えることから感覚公害と呼ばれており、受理件数が毎年500件を超える公害に関する苦情の中で3割程度を占めています（図4-10）。
- 騒音は、日常生活に特に密接した公害で、工場、事業場、建設作業、自動車交通騒音など様々で、特に騒音に係る苦情は人口の集中している都市部に多く発生している状況となっています。
- 本県及び各市では、平成12年度から幹線道路の沿道で自動車交通騒音調査を実施しています。平成26年度は216区間の73,121戸を対象に調査を実施し、71,029戸（97.1%）で環境基準を達成している状況となっています。また、平成16年度から新幹線鉄道騒音・振動調査を関係機関とともに実施し、必要な対策を関係事業者に求めています。
- 振動は、工場、建設作業、道路交通のように騒音を伴って発生することが多く、その発生源も様々となっています。
- 悪臭は、人に不快感や嫌悪感を与えるとともに生活環境を損ない、心理的・生理的被害をもたらすもので、多種多様な発生源から苦情が発生しています。
- 都市化や交通網の発達等による屋外照明の増加、照明の過剰な使用等により、「夜空の明るさ」が増大するとともに、睡眠障害や農作物等への悪影響が報告されています。

（図4-10）熊本県内の公害に関する苦情の年度別受理件数の推移



出典：環境保全課作成

## 課 題

- 騒音、振動は、感覚的な環境問題であるため、個人差があり問題の解決が困難となっています。また、悪臭については、悪臭物質ごとに規制されていますが、悪臭に関する苦情は同時に複数の物質が関わってくることが多く、悪臭物質ごとの濃度規制では問題解決が困難な場合があるため、関係機関の連携した取組が必要です。
- 屋外照明は、交通安全確保、犯罪防止、雰囲気演出などの目的がありますが、周辺環境に照明による悪影響を与えない対策を講じる必要があります。

## 施策の方向性

- 騒音・振動及び悪臭については、引き続き、法や条例等に基づき、市町村と連携した指導を図ります。
- 光害については、事業者、県民等への普及啓発及び大規模小売店舗における屋外照明による光害防止の必要性について啓発を促進します。

### 【騒音、振動、悪臭、光害などの対策の推進に係る数値目標】

| 指標                    | 現状             | 目標値<br>(H32) | 目標設定の考え方 |
|-----------------------|----------------|--------------|----------|
| 自動車交通騒音に係る環境基準達成率(年間) | 97.1%<br>(H26) | 100%         | 環境基準の達成  |

## 第5節 土壌汚染と地盤沈下の対策の推進

### 現 状

- 土壌汚染については、土壌汚染対策法の施行により、工場跡地等において汚染が判明する事例が増えていることから、土壌汚染による健康影響の未然防止と土地改変時の適正処理を推進することが求められています。
- 水質汚濁防止法、熊本県地下水保全条例に基づく立入検査等により、対象事業場等における有害物質の管理状況や排水基準遵守状況等を把握し、土壌汚染や水質事故の未然防止を図っています。
- 国土交通省九州地方整備局が昭和44年度から熊本平野（平成16年度測量距離48.9キロメートル、27地点）で実施した1級水準測量によれば、34年間の累積沈下量は最大33.56センチメートルとなっています。

### 課 題

- 有害物質による土壌汚染を未然に防止するため、有害物質使用事業場などに対する規制・指導の徹底、監視体制の充実などを進める必要があります。
- 土壌汚染に関する対策技術や情報を更に収集、提供する必要があります。
- 地盤沈下防止のため、地下水量の保全対策を進める必要があります。

### 施策の方向性

- 水質汚濁防止法や熊本県地下水保全条例に基づき、有害物質の管理状況や排水基準遵守状況等を把握し、土壌汚染の未然防止に取り組みます。
- 有害物質による土壌汚染が確認された場合は区域を指定するとともに、必要に応じ、人の健康被害が生じないよう適切な措置を指示します。
- 農用地の土壌汚染対策として、汚染米生産のおそれのある地域について農用地土壌汚染対策地域の指定に向けた関係機関との協議に取り組みます。
- 地盤沈下の防止のため、「熊本地域地下水総合保全管理計画」に基づく地下水かん養対策や節水、地下水採取量の抑制に取り組みます。

#### 【土壌汚染と地盤沈下の対策の推進に係る数値目標】

| 指標                        | 現状          | 目標値<br>(H32) | 目標設定の考え方            |
|---------------------------|-------------|--------------|---------------------|
| 有害物質を使用する工場・事業場における漏洩事故件数 | 1件<br>(H26) | 0件           | 有害物質の漏洩による土壌汚染の未然防止 |

## 第6節 化学物質・放射性物質の環境リスクの評価・管理

### 現 状

- 平成13年4月にPRTR法（特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律）<sup>(※1)</sup>が施行され、人への健康や生態系に有害性のある462種類の化学物質について一定の要件を満たす事業者は、それらの物質に関する環境への排出量や移動量などを毎年度、熊本県を經由して国（事業所管大臣）に届出を行っています。
- 環境省の委託を受けて、化学物質環境汚染実態調査を実施しており、モニタリング調査を通じてPOPs条約<sup>(※2)</sup>対象物質及び化学物質審査規制法第1、2種特定化学物質等の環境実態を経年的に把握しています。
- ダイオキシン類<sup>(※3)</sup>による大気、水質及び土壌の汚染の状況については常時監視を行っており、平成26年度は、環境基準を超過した項目はありませんでした。また、県内の廃棄物焼却等の特定施設を設置する工場・事業場に対して立入調査を行い、ダイオキシン類対策特別措置法に基づいた指導を行っています。
- 原子力規制庁の委託を受けて、環境放射能水準調査を実施しており、自然及び人工放射能の分布状況を把握し、異常がないことを確認しています。

#### (※1) PRTR法

有害性のある化学物質の環境への排出量を把握することなどにより、化学物質を取り扱う事業者の自主的な化学物質の管理の改善を促進し、化学物質による環境の保全上の支障が生ずることを未然に防止することを目的に1999年に制定されました。国際的に進む有害化学物質の移動排出登録制度（PRTR）の日本版であることから、通称としてPRTR法と呼ばれています。

#### (※2) POPs（Persistent Organic Pollutants：残留性有機汚染物質）条約

POPsとは、ダイオキシン類、PCB等難分解性、高蓄積性、長距離移動性、有害性（人の健康・生態系）を持つ物質のことを指します。POPsによる地球規模の汚染が懸念され、国際的に協調してPOPsの廃絶、削減等を行う必要から「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約」（POPs条約）が2004年5月に発効しています。

#### (※3) ダイオキシン類

廃棄物の焼却等の過程で非意図的に生成される化学物質で210種の有機塩素化合物を総称するもの。分解しにくい性質を持つことから、生物の体内に蓄積しやすく、発がん性、催奇形性、免疫機能の低下などの毒性を有するといわれています。

## 課 題

- PRTR 届出対象事業場を確実に把握して制度の周知を行い、届出の徹底及び化学物質の適正管理につなぐ必要があります。
- 化学物質環境汚染実態調査について、化学物質審査規制法指定化学物質や PRTR 制度の候補物質、環境リスク評価及び社会的要因等から必要とされる物質の環境残留状況を把握する必要があります。
- ダイオキシン類対策特別措置法により、廃棄物焼却等の特定施設を設置する工場・事業場は自主測定を行うことが義務付けられていますが、排出基準を超過するなど違反事例が過去に散見されたため、引き続き事業者に対して排出基準の遵守を徹底させる必要があります。
- 福島第一原子力発電所の事故や北朝鮮の核実験により、放射能汚染に関して県民の関心も高まっていることから、空間中の放射線量率等環境中の放射能の状況を把握する必要があります。

## 施策の方向性

- PRTR 届出対象事業者に対する説明会及び研修会を開催し、制度の周知及び化学物質の適正管理の推進に取り組みます。
- 化学物質環境汚染実態調査を継続して行い、化学物質の環境実態の把握に努めます。
- ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、工場・事業場に対する監視・指導を実施します。
- 環境放射能水準調査を継続し、環境中の放射能水準の把握に努めます。

### 【化学物質・放射性物質の環境リスクの評価・管理の数値目標】

| 指標                        | 現状            | 目標値<br>(H32) | 目標設定の考え方 |
|---------------------------|---------------|--------------|----------|
| ダイオキシン類濃度の環境基準達成率<br>(年間) | 100%<br>(H26) | 100%         | 環境基準の達成  |

## 第7節 水銀フリー社会の実現に向けた取組

### 現 状

- 水銀は、排出されると環境中を循環しつつ残留し、生物の体内に蓄積する特性があるとともに、人の健康及び生活環境に有害な影響を及ぼすおそれがあるため、国内はもとより国境を越えた取組が求められています。
- 平成25年10月に「水銀に関する水俣条約外交会議」が本県で開催、最終議定書が全会一致で採択され、地球規模での水銀の包括的な規制に向けた取組が始まりました。  
また、水銀による環境の汚染の防止に関する法律案及び大気汚染防止法の一部を改正する法律案が国会に提出され、平成27年6月に可決・成立しました。
- 外交会議の開会記念式典において、知事は水俣病のような悲劇を二度と繰り返してはならないとの決意から、水銀に頼らない社会の実現を目指す「水銀フリー熊本宣言」を行いました。
- この宣言を実現すべく、県では、平成26年度に専門家等で構成する検討会を設置し、水銀含有製品の使用削減、代替製品への転換促進、水銀含有廃棄物の回収・処理のあり方等について、検討を重ね、取組の方向性が提言として取りまとめられました。
- 検討会の提言を踏まえ、本県では、「水銀フリー社会」の実現に向けて全国に先駆けてできることから取り組んでいます。

### 課 題

- どの製品に水銀が含まれているか、水銀が使われていない代替製品や水銀使用量が少ない製品にどのようなものがあるか明らかにし、県民の理解を深め、代替製品等への転換を促進する必要があります。
- 水銀含有廃棄物を適正に分別・収集・運搬及び処分する必要があります。
- 世界から水俣病のような水銀被害を無くすため、国外における水銀対策の進展を支援する必要があります。
- 水俣病を経験した本県は、検討会の提言を踏まえ、全国に先駆けてできることから取り組み、「水銀フリー社会」の実現に向けて貢献する必要があります。

### 施策の方向性

- 水銀含有製品や代替製品等について、様々な機会を通じて広報し、代替製品等への転換を促進します。
- 市町村や廃棄物処理の業界団体と連携し、水銀含有廃棄物をより適正に分別・収集・運搬及び処分する仕組みを構築します。  
また、水銀含有廃棄物を適正に処理するよう県民や排出事業者へ講習会等の様々な機会を

通じて啓発します。

○熊本県立大学と国立水俣病総合研究センターの連携大学院で水銀研究を行う留学生の支援を通し、国外における水銀対策の進展に貢献します。

○本県の率先行動として、県有施設、道路・トンネル照明をLED照明に随時更新し、廃蛍光管等は、環境中に水銀が飛散・流出しないよう適切に処理します。

また、水俣条約発効後は、世界的に水銀の輸出入や水銀含有製品の製造等が規制されることとなります。

水俣条約が発効するまでの間も、県内の家庭の廃棄物から回収された水銀が輸出され、世界で新たな水銀被害を生むことがないように、熊本市と連携し、回収される量に相当する水銀を保管します。

本県は、引き続き、国そして世界をリードするような行動と提案を続けていきます。

## 第8節 緑と水のある生活空間の保全・創造

### 現 状

- 都市部における緑のオープンスペースとしての公園は、自然とのふれあいやスポーツ・レクリエーションの場であるとともに、災害時の避難地としての役割やヒートアイランド現象を和らげるなど多様な機能を有しており、健全で安全な生活環境を確保するうえで重要となっています。
- 地域の緑化については、公共事業等景観形成指針等に基づく公共施設の緑化推進とともに、住宅地や工場など民間施設の緑化も推進しています。

### 課 題

- 県民にとって憩いの場、ゆとりの空間となるように、より使いやすい都市公園として整備していく必要があります。
- 都市部の緑化を推進する必要があります。
- 県民や地域のNPO、事業者などによる自発的な緑化の動きを促進する必要があります。

### 施策の方向性

- 安全面やバリアフリーに配慮し、より一層県民が使いやすい都市公園の整備を推進します。
- 道路事業、街路事業における植栽の実施など地域に適した公共施設や道路における緑化の質の向上に努めます。
- 花いっぱい運動、緑化ボランティア、屋上緑化、景観形成等に関する助成などにより、くまもと緑・景観協働機構<sup>(※)</sup>と協力して、県民が行う緑化活動等への支援に取り組みます。

(※) くまもと緑・景観協働機構

民間による緑化活動や景観づくりを支援するため、県・市町村・関係団体により平成20年5月に設立された団体。

#### 【緑と水のある生活空間の保全・創造に係る数値目標】

| 指標             | 現状               | 目標値<br>(H32) | 目標設定の考え方                  |
|----------------|------------------|--------------|---------------------------|
| 県民1人当たりの都市公園面積 | 9.69㎡/人<br>(H25) | 10㎡/人        | 都市公園法による住民一人当たりの都市公園面積の標準 |

## 第9節 良好な景観の保全・創造

### 現 状

- 県では、総合的な景観対策を進めるため、昭和62年に本県独自に熊本県景観条例を制定。その後、平成17年の景観法制定を踏まえて景観条例を一部改正するとともに、新たに「熊本県景観計画」を策定し、平成20年4月に施行しました。さらに、平成21年10月には今後10年間の景観づくりの基本目標や施策を盛り込んだ「景観づくり基本計画」を策定しました。
- また、これまで県が担ってきた景観行政について、良好な景観の形成のためには地域住民に近い市町村が地域特性に応じた景観施策を展開することが望ましいことから、市町村の景観行政団体（景観条例・景観計画を策定し、自ら景観行政を行う自治体）への移行を支援してきました。
- 平成26年度末時点で景観行政団体への移行又は景観法の委任に基づかない自主条例により景観行政に取り組む市町村数が16と、目標値（平成30年に過半数）に向け、着実に移行が進んでいます。
- また、自治体や県民・事業者が行う景観形成活動を支援するため、景観アドバイザー<sup>(※1)</sup>の派遣や地域において景観づくり活動の核となる地域景観コーディネーター<sup>(※2)</sup>の養成を行っています。

### 課 題

- 景観形成には県民の意識の高揚が不可欠であり、これまでの普及啓発事業を引き続き行っていく必要があります。
- 熊本県景観条例及び熊本県景観計画に基づく景観指導、熊本県屋外広告物条例などの普及啓発の徹底や違反広告物対策の取組強化を図っていく必要があります。
- 地域特性に応じたきめ細かい景観形成を推進するため、市町村の景観行政団体への移行を支援し、市町村の取組強化を一層図る必要があります。
- 特に文化財などの歴史的資源やその周辺のまち並みなど、先人が守ってきた地域特有の景観が失われつつある中、行政と地域とが一体となった景観保全・形成を進める必要があります。
- また、市町村が景観行政団体に移行することにより、当該区域は県の景観計画から除かれ市町村独自の計画により景観保全・形成を図ることとなるため、広域的な景観に関する調整の在り方を検討する必要があります。
- 景観アドバイザーや地域景観コーディネーターを活用した景観向上に取り組む必要があります。
- 電柱等の工作物が景観を阻害している箇所があることから、景観の向上を図る必要があります。

## 施策の方向性

- 意識啓発、普及のため、以下について取り組みます。
  - ・県内における景観形成の優良事例を顕彰し、他地域での取組に活かしていただくためくまもと景観賞を実施します。
  - ・くまもとアートポリスによる建造物の整備や顕彰事業及び人材育成事業により、県民の景観デザインに対する関心を高め、都市文化並びに建築文化の向上を図るとともに、景観形成に対する意識高揚を推進します。
  - ・屋外広告物制度への理解と良好な広告景観向上のため、制度周知の広報を強化します。
- 熊本県景観条例及び熊本県景観計画に基づいた届出制度による指導の徹底に努めます。
- 熊本県屋外広告物条例に基づき、違反広告物に対する指導・取締の強化に努め、広告景観の向上に努めます。
- 景観法に基づく市町村の景観行政団体移行を支援し、行政と地域の連携によるきめ細かな景観保全・形成の推進に取り組みます。
- 県及び景観行政団体である市町村の景観施策を調整する制度を検討します。
- 自治体や県民・事業者の景観形成活動を支援するため景観アドバイザーを派遣します。
- 地域景観コーディネーター登録者相互の連携及び市町村等との関係構築のため意見交換会等の開催を検討します。
- 無電柱化ガイドラインに基づく電線共同溝の整備を推進します。

(※1) 景観アドバイザー派遣

市町村の景観行政に関する取組や県民の景観形成活動に関して専門的アドバイスが必要であるとき、景観形成に関して専門的知識、経験を持つアドバイザーを県が派遣する制度です。

(※2) 地域景観コーディネーター

県が開催する景観に係る専門講座を修了した方で、県内各地域において、その地域らしい景観づくりや景観を活かしたまちづくり活動のリーダーとなる方々。

### 【良好な景観の保全・創造に係る数値目標】

| 指標                             | 現状             | 目標値<br>(H32)   | 目標設定の考え方  |
|--------------------------------|----------------|----------------|---|
| 景観行政団体移行や自主条例に取り組む市町村数<br>(累計) | 16市町村<br>(H26) | 23市町村<br>(H30) | 熊本県景観づくり基本計画(H21.10策定)では、景観行政に取り組む市町村がH30年度末に過半数となることを目指している。 |

## 第10節 文化財の保存と活用の推進

### 現 状

- 県内には、有明海沿岸の貝塚、様々な文様が描かれた装飾古墳、古代山城の鞠智城跡などの「史跡」、国宝青井阿蘇神社や全国的にも貴重な石橋などの「建造物」、阿蘇の農耕祭事などの「無形民俗文化財」が数多く存在しています。
- さらに、人々の生活や生業、風土により形成された「文化的景観」やカモシカをはじめ貴重な「天然記念物」など環境にも関係が深い文化財も存在し、特に、重要な文化財については、国や県、市町村で指定、登録、選定を行いその保護に努めています。
- なお、平成27年度文化庁新規事業で「日本遺産」制度が創設され、その第1号の18件の一つに人吉球磨地域が認定され、文化財を活用した地域の魅力発信の取組が期待されます。
- また、平成27年7月に世界文化遺産に登録された万田坑や三角西港を含む「明治日本の産業革命遺産」の保全・活用や「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」、「阿蘇」の世界文化遺産登録に向けた様々な取組も進められています。
- 県内には、下表のとおり、数多くの貴重な文化財がありますが、地元の人々にとっては身近すぎて、その価値が十分に認識されていない状況にあります。

(表4-1) 熊本県内指定文化財等集計表

平成27年3月31日現在

| 種別  | 有形文化財 |       |     |     |     |    |     |       |       |     |    |     |       |
|-----|-------|-------|-----|-----|-----|----|-----|-------|-------|-----|----|-----|-------|
|     | 建造    | 棟     | 計   | 絵画  | 書跡  | 典籍 | 文書  | 彫刻    | 工芸    | 考古  | 歴史 | 小計  | 合計    |
| 国   | 30    | 83    | 30  | 2   | 9   | 0  | 4   | 11    | 5     | 4   | 1  | 36  | 66    |
| 県   | 45    | 463   | 45  | 12  | 30  | 0  | 3   | 52    | 58    | 13  | 5  | 173 | 218   |
| 市町村 | 507   | 563   | 507 | 39  | 54  | 3  | 105 | 213   | 151   | 83  | 70 | 718 | 1,225 |
| 総計  | 582   | 1,109 | 582 | 53  | 93  | 3  | 112 | 276   | 214   | 100 | 76 | 927 | 1,509 |
| 種別  | 無形文化財 | 民俗文化財 |     |     | 記念物 |    |     |       | 文化的景観 | 伝建  | 保技 | その他 | 総計    |
|     | 無形    | 有形    | 無形  | 小計  | 史跡  | 名勝 | 天然  | 小計    | 小計    | 伝建  | 保技 |     |       |
| 国   | 1     | 0     | 4   | 4   | 41  | 9  | 21  | 71    | 3     | 0   | 0  | 177 | 322   |
| 県   | 4     | 9     | 35  | 44  | 80  | 1  | 35  | 116   | 0     | 0   | 0  | 0   | 382   |
| 市町村 | 5     | 39    | 231 | 270 | 538 | 30 | 258 | 826   | 0     |     |    | 54  | 2,380 |
| 総計  | 10    | 48    | 270 | 318 | 659 | 40 | 314 | 1,013 | 3     | 0   | 0  | 231 | 3,084 |

### 課 題

- 身近にある貴重な文化財の保存と活用をさらに進めていくとともに、地域の宝として観光振興や地域の活性化に生かしていく必要があります。また、文化財などの歴史的遺産について、その周辺環境も含めて、将来にわたり地域全体で守っていくため、県民の意識の醸成を図る必要があります。

## 施策の方向性

○熊本の歴史・文化を守り、磨き上げ、継承することを目指し、古代山城鞠智城跡、細川コレクション、国宝青井阿蘇神社などの文化財の保存・活用を図り、後世に伝えるとともに、県民がふるさとに誇りを持ち、次世代に伝えていく心を育むため、以下の施策に取り組みます。

- ・文化財の指定等の推進
- ・鞠智城跡の特別史跡指定に向けた取組の推進
- ・日本遺産に取り組む市町村への支援の推進
- ・文化財保護大会や研修会の開催による県民意識向上等の普及啓発の推進
- ・熊本県文化財保護指導委員による巡視点検の実施
- ・補助事業等による調査、整備の継続的な実施
- ・県広報やホームページ等の充実によるPRの推進
- ・県立装飾古墳館や同分館温故創生館、県立美術館、熊本県伝統工芸館等の展示内容の更なる充実
- ・文化財への興味喚起のための文化財調査報告会の内容等充実や出前授業の拡大
- ・「明治日本の産業革命遺産」、「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」、「阿蘇」などの保全・活用や世界文化遺産登録に向けた取組の推進

○景観法に基づく市町村の景観行政団体移行を支援し、文化財などの歴史的遺産について、周辺環境も含めた良好な景観の保全・形成を促進します。

### 【文化財の保存と活用の推進に係る数値目標】

| 指標          | 現状            | 目標値<br>(H32) | 目標設定の考え方 |
|-------------|---------------|--------------|----------|
| 国・県指定等文化財件数 | 704件<br>(H26) | 719件         | 3件／年×5年  |